

令和6年度（2024年度）エゾシカ狩猟体験ツアー委託業務仕様書(案)

受託者は契約書、業務処理要領に定める事項のほか、本仕様書に従い業務を遂行すること。

1 実施時期

(1) 参加者募集

7月上旬から9月上旬

(2) 北海道の狩猟魅力 PR イベント（以下「PR イベント」）参画

8月中の3日間、初日は前日準備、イベントは2日目12時から3日目14時までを予定

(3) 猟区でのガイドツアー（狩猟実践）（以下「ツアー」）の実施

10月から12月

(4) 北海道の狩猟の魅力 PR 資料（以下「PR 資料」）及び報告書の作成

ツアー終了後から契約終期まで

2 実施場所・形態

(1) 参加者募集

- ・道、猟区、受託者のHP・SNS等のインターネット上
- ・PR イベント（首都圏・実施場所調整中）

(2) PR イベント（観光イベント想定）

- ・首都圏（実施場所調整中）

(3) ツアー

- ・占冠村猟区（勇払郡占冠村）及び西興部村猟区（紋別郡西興部村）
- ・1回のツアーは3日間の日程とし、各猟区でそれぞれ2回ずつ、計4回の実施とする。

(4) PR 資料及び報告書の作成

- ・北海道環境生活部野生動物対策課（以下「委託者」）に成果品データを提出

3 業務処理計画書

契約締結後、次項「4 業務内容」について、委託者と打ち合わせを行い、実施内容を記載した業務処理計画書を作成の上、提出すること。

4 業務内容

(1) 参加者募集

委託者、受託者、猟区が運営するHP・SNSなどのインターネット上及びPR イベントにおいて、ツアー参加者の募集を行い、参加希望者の中から当事業の趣旨に適合する者を選定しとりまとめること。

なお、参加者の選定方法については、委託者と調整の上、予め定めることとし、申込時に参加希望者に説明の上、了承を得ること。

留意事項

- ・参加人数については、ツアー1回の参加者を2名とし、計8名とする（2名×2猟区×2回）。

- ・ツアーの日程については、事前に猟区と調整すること。
- ・参加者が占冠村猟区・西興部村猟区どちらのツアーへの参加を希望するか選択出来るようにすること。ただし、希望者数が定員を超える場合は希望どおりとならない場合があることを、予め参加者に説明し了承を得ること。

参加者条件

- ・ツアーの趣旨に賛同すること。
- ・ツアー参加後のレポート提出及び受託者による聞き取り調査などに協力し、その内容や写真などが、PR資料に使用されることを承諾すること。
- ・道外に在住していること（身分証明書や狩猟免許等で確認すること）
- ・過去に北海道での狩猟経験がないこと（過去に北海道での狩猟者登録を行っていないこと）
- ・ツアーに参加できる健康状態であること
- ・第1種銃猟免許所持者で、ライフル銃又はハーフライフル銃を所持していること
- ・ツアーの狩猟で使用するため、道内で使用できる鉛弾以外の銃弾を準備すること（鉛弾使用規制によるため）
- ・ツアーまでに令和6年度の北海道狩猟者登録（第1種銃猟）を行うこと
- ・実施時期に狩猟者傷害保険に必ず加入していること

(2) PR イベント

北海道が首都圏で開催するPRイベント（日程調整中）に、ツアー詳細の説明が可能な担当者1名以上を派遣し、ツアーの説明及び申込受付を行うこと。

(3) ツアーの企画・実施

別紙の旅程案に基づきツアーを企画し、必要事項の手配などを実施すること。

なお、各行程における手配者・費用負担者は別表のとおりとする。

留意事項

【移動】

- ・航空機については占冠村猟区の場合は羽田空港と新千歳空港間、西興部村猟区の場合は羽田空港と旭川空港間を往復するものを手配すること。
- ・道内空港と猟区宿泊先間の移動については、大型タクシーを手配し、参加者2名及びツアーコンダクターを同乗させること。
- ・初日は、各猟区にて夕方15:00～16:00頃に開始するオリエンテーションに間に合うよう、航空機及びタクシーの予約手配を行うこと。
- ・銃や銃弾等の運搬が滞りなくできるよう、参加者自宅と空港間の運搬や、空港での手荷物検査及び積み込み時の注意点を綿密に確認した上で参加者に伝達すること。また、空港と猟区間の移動で使用するタクシー会社にも了承を得ること。
- ・ツアーコンダクターは道内空港にて参加者と合流・解散することとし、初日の猟区宿泊先までの移動

中に、参加者と車内にてツアーに係る簡単な打ち合わせを行うこととする。

【食事】

- ・ ツアー期間中の食事については、初日の夕食から最終日の朝食までを手配すること。
- ・ 初日の夕食については、宿泊施設と調整の上、必ず1人あたり2000円程度のエゾシカ肉の料理を提供すること。当該料理に使用するエゾシカ肉は、エゾシカ肉処理施設認証制度の認証を受けた処理施設において解体処理されたものを使用することとする。

【宿泊】

- ・ ツアー期間中の参加者の宿泊先を手配すること。参加者の自宅から羽田空港間の移動に伴い必要となる宿泊については、参加者が宿泊先の手配及び宿泊費を負担する。

【狩猟・解体実習】

- ・ 入猟申請等、必要な手続きを参加者に代わり実施すること
- ・ 猟区ごとの留意事項を的確に把握し、ツアーの実施に不都合が生じないように必ず現地打合せを1回以上実施すること。特に、狩猟体験中の安全対策については、十分留意すること。
- ・ 参加者への伝達事項については、できる限り募集段階までに確認を終えること
- ・ 初日のオリエンテーションについては、所用時間などを猟区ガイドと調整し、必要に応じて資料等を作成し、準備すること。
- ・ 狩猟体験で使用する銃器、必要な銃弾及びその他の必要な用具等については、予め、猟区ガイドに確認の上、参加者に内容を伝達し、十分な準備を行えるようにすること。
- ・ PR資料の作成に必要な画像の撮影については、猟区ガイドと調整の上、ツアーコンダクターが狩猟に同行の上撮影を行うか、猟区ガイドに撮影を依頼するかのいずれかの方法によることとする。
- ・ ツアー中の狩猟により、エゾシカを捕獲できなかった場合は、予備の捕獲個体を使用して解体実習を行うこととし、予備の捕獲個体の調達については、予め手配すること。
- ・ ツアーで捕獲した個体の持ち帰りや発送に係る費用については、参加者個人の負担とする。

(4) PR資料の作成

ツアー参加者から、ツアーをとおして感じた北海道での狩猟やエゾシカ肉などに関する感想を聞き取り、撮影した画像などと適宜組み合わせる上で、北海道の狩猟の魅力をPRできる資料を作成すること。

留意事項

- ・ 参加者には、ツアー終了後に、体験などの状況や感想をまとめたレポート（A4版1枚、400字程度）の提出を求めることとし、必要に応じてアンケートやインタビューなどを追加で実施することとする
- ・ PR資料の内容構成については、道と打合せの上、決定することとする。
- ・ 参加者から得た様々な情報から、より理解を得やすくPRに効果的な内容を選択しPR資料に反映させること

- PR 資料は 12 ページ以上のカラー版とし、マイクロソフト社の Word、または PowerPoint を使用し、委託者による修正可能なファイル形式により納品すること。